

○普通財産取扱規則に規定する申請書等の標準様式等について

平成 13 年 3 月 30 日
財 理 第 1297 号

改正 平成 18年 11月 22日財理第4375号
同 24年 5月 22日同 第2445号
同 30年 3月 30日同 第1150号
令和 元年 6月 28日同 第2319号
同 2年 3月 27日同 第1136号
同 2年 12月 18日同 第4097号
同 3年 2月 17日同 第 510号
同 3年 6月 11日同 第1932号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

普通財産取扱規則（昭和 40 年大蔵省訓令第 2 号）第 30 条（貸付け）、第 34 条（交換）、第 35 条（売払い）、第 36 条（譲与）、第 36 条の 2（信託）に規定する相手方からの申請書、第 32 条（使用承認）第 1 項に規定する使用承認書及び使用承認承諾書並びに第 47 条（権利の登記等）第 5 項に規定する不動産移転登記嘱託請求書等に係る標準様式を別紙のとおり定めるとともに、申請書に添付するその他の関係書類を下記のとおり定めたので、通知する。

なお、本通達は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

記

1 財務局長等は、普通財産の貸付け、交換、売払い、譲与又は信託の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対して、別紙第 1 号から第 6 号様式までの申請書に、必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書及び次に掲げる書類のほか、その他必要と認められる書類（印鑑証明書等）等を添付して提出させるものとする。

(1) 公共団体の場合

① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写し

なお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合同約の写し）

② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書

(2) 法人の場合（上記(1)の場合を除く。）

イ 名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄附行為（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条に定める宗教法人の場合は、法人の規則）並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書（会社以外の法人にあっては、財産目録）

ロ 宗教法人で、責任役員の議決書又は当該宗教法人を包括する宗教法人の承認を要するものである場合 責任役員の議決書又は包括宗教法人の承認書

(3) 個人の場合

① 住民票の写し又は居住証明書

② 申請者が制限能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは後見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類

(4) その他

① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面

② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書

③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書

④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図

⑤ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類

⑥ 延納の場合 納税証明書

2 財務局長等は、神社、寺院等の提出する申請書に代表役員（法人格のない神社、寺院等については、主管者）のほか、氏子、だん徒等の総代の連署をさせなければならない。

3 普通財産を継続して貸し付ける場合は、特に必要がある場合を除き、申請書及び添付書類の提出を要しない。

4 財務局長等は、信託の受託者が普通財産取扱規則第 5 条第 7 号ロからへまでに掲げる行為の申請をしようとするときは、申請書に、関係書類を添付して提出させなければならない。

5 財務局長等は、平成 24 年 5 月 22 日付財理第 2445 号「普通財産の管理処分に係る契約からの暴力団排除について」通達の記の 2 の(1)の規定に基づき、申請書に、同通達の別添 1「誓約書」を添付させなければならない。

6 書面等の作成・提出等の方法

(1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によ

って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。) については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による提出等

- ① 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- ② 上記①の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

(3) 適用除外

上記(1)及び(2)の措置は、本通達記1のうち別紙第1号から第6号様式までの申請書及び印鑑証明書、同(2)のうち登記事項証明書、資格証明書、同(3)、同(4)①、同(4)②のうち許可若しくは認可があった旨の証明書、同(4)③及び同(4)⑥を提出させる場合については適用しないものとする。

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所又は
所在地 _____
申請者 氏名又は
名称 _____ 印

普通財産貸付申請書

下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	希望貸付 期間	使用目的	摘要

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

財務大臣 殿

住所又は
所在地 _____

申請者 氏名又は
名称 _____ 印

普通財産（不動産）交換申請書

下記のとおり普通財産の交換を行いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 交換により取得する財産

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	摘要

（裏面）

2 交換に供する財産

所在地 （現用途）	区分	種目	構造	数量	摘要

（注）法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

財務大臣 殿

住所又は
所在地 _____

申請者 氏名又は
名 称 _____ 印

普通財産売払申請書

下記のとおり普通財産の売払を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	摘要

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

殿

住所又は
所在地 _____

申請者 氏名又は
名 称 _____ 印

延 納 申 請 書

普通財産の売払代金（交換差金）を納付するについて、延納による支払いを行いたく担保を提供して申請します。

1 売払（又は交換）物件の所在、区分、数量及び売払代金（又は交換差金）

物件の所在	区 分	数 量	売払代金又は交換差金	摘 要

2 延納期限及び毎期の納付額及び利率

延納期限	毎期の納付額	利 率	納付期日	摘 要

3 担保の種目、銘柄、種類及び数量

物件の所在	区分	種目	構造	数量	担保物件の価格（時価）	担保設定の順位	先順位者があるときは担保されている債務の金額	摘要

4 売払代金（又は交換差金）を一時に支払うことが困難である理由（具体的に書くこと）

5 その他参考となるべき事項

注1 担保の種目に不動産を掲げたのは例示であるから、有価証券等を担保として徴するときは、適宜欄を設けること。

2 不動産の場合は、登記事項証明書を添付すること。

財務大臣殿

住所又は

所在地 _____

申請者 氏名又は

名称 _____

印

普通財産譲与申請書

下記のとおり普通財産を 法第 条の規定により譲与を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	摘要

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

財務大臣殿

所在地 _____

申請者

名 称 _____

代表者 _____ 印

普通財産信託申請書

下記のとおり普通財産の信託を受託したく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量
信託の目的	借入金限度額	信託期間	信託報酬	摘要

殿

財務(支)局長又は中継総合事務局長 氏 名

普通財産使用承認書

令和 年 月 日付第 号をもって申請があった普通財産の使用については、下記の条件を付して承認します。

については、本承認に対する別紙承諾書を至急提出して下さい。

記

使用承認の条件

1 使用を承認する財産

所在地

区分	種目	名称	構造	数量	使用期間	使用目的	使用料 円

2 使用条件

- (1) 使用者は善良な管理者の注意をもって使用財産の維持保全をすること。
- (2) 使用財産を承認した目的以外の用に供しないこと。
- (3) 使用財産を他に使用収益させないこと。
- (4) 使用財産の現状を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ理由を付し文書により当局の承認を受けること。
- (5) 使用財産の管理、保全及び(4)の行為、その他の経費は使用者が負担すること。
- (6) 当局は、使用者が使用条件の(1)から(4)までに違反した場合、又は使用計画の変更その他の理由により不用と認められる財産が生じた場合は、その全部又は一部の承認を取り消すことができること。
- (7) 使用期間が満了した場合又は(6)により使用承認の取消をした場合は、使用者の負担でこれを原状に回復して当局の指定する期日までに返還すること。
- (8) 当局が使用期間中物件の使用状況について、実地に調査し、所要の報告を求める場合は、その調査を拒み妨げ、報告を怠ってはならないこと。

(注) 使用財産が飛行場の場合は(3)を次のように改める。

- (3) 使用財産を他に使用させる場合には、あらかじめ文書により当局の承認を受けること。

令和 年 月 日

財務（支）局長又は沖縄総合事務局長 殿

所在地 _____

部局長 _____

普通財産の使用承認承諾書

令和 年 月 日付第 号をもって承認になった普通財産の使用については、

同承認書に記載の使用条件を承諾します。

殿

住所又は
所在地
申請者 氏名又は
名 称

所有権移転登記嘱託請求書

令和 年 月 日付〇〇第 号をもって売買（譲与、交換）契約した下記財産の所有権移転登記の嘱託について、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条第1項の規定による領収証書又は登録免許税額に相当する額の印紙を添えて請求します。

記

- 1 財産の所在、区分、種目、構造及び数量
- 2 登録免許税額
- 3 所有権移転年月日

（裏面）

記載要領

- 1 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記入すること。
- 2 登録免許税額を、現金で納付した場合は、様式中「又は登録免許税額に相当する額の印紙」を抹消し、印紙で納付する場合は、様式中「登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条第1項の規定による領収証書又は」を抹消して提出してください。